

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況		主な活動状況と期待される役割に関して 行った職務の概要
社 取 締 外 役	鈴 木 信 哉	取締役会 17／18回 (94%)	指名・報酬 委員会 9／9回 (100%)	取締役会において、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	小久保 崇	取締役会 18／18回 (100%)	指名・報酬 委員会 9／9回 (100%)	取締役会において、企業法務を専門領域とした弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	濱 田 清 仁	取締役会 18／18回 (100%)	指名・報酬 委員会 9／9回 (100%)	取締役会において、公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	田 村 潤	取締役会 17／18回 (94%)	指名・報酬 委員会 9／9回 (100%)	取締役会において、民間企業における代表取締役としての豊富な経験と高い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	笥 悦 子	取締役会 13／13回 (100%)	指名・報酬 委員会 5／5回 (100%)	取締役会において、IT業界に長年在籍した豊富な経験と幅広い見識を生かし、特にIT・DX、人事労務やダイバーシティに関する発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。

(注) 取締役笥悦子氏の出席状況は、2024年6月27日の取締役就任以降のものとなります。

地 位	氏 名	出 席 状 況		主な活動状況と期待される役割に関して 行った職務の概要
社 監 査 外 役	鈴 木 耕 典	取締役会 18／18回 (100%)	監査役会 17／17回 (100%)	取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	中 川 秀 宣	取締役会 18／18回 (100%)	監査役会 17／17回 (100%)	取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	野 間 幹 晴	取締役会 18／18回 (100%)	監査役会 17／17回 (100%)	取締役会において、民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	柴 山 珠 樹	取締役会 18／18回 (100%)	監査役会 17／17回 (100%)	取締役会において、金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要
- 当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第1項の責任については、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 54
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	66

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合のほか、監査品質、職務遂行状況など、諸般の事情等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、適当な監査が期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は解任した旨および解任の理由につき、解任後最初に招集される株主総会において報告することといたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンスの管理について必要な事項を定め、もって事業の適正な推進及び企業価値を向上することを目的として、コンプライアンス管理規程を制定し、全ての役職員に法令、定款及び社内規則の遵守はもとより、企業倫理及び社会規範に沿った行動を徹底する。
- ロ. 当社は、当社グループに関わる法令の理解及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修を定期的に実施する。
- ハ. 当社取締役会直属のサステナビリティ委員会は、その配下にコンプライアンス・リスク管理部会を設け、同部会が主体となりコンプライアンス体制の維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関わる事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて同委員会を通じて取締役会に報告及び提案を行う。
- ニ. 当社代表取締役直属の内部監査室は、他の管理部門や業務執行部門から独立した組織として、業務遂行における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握するため、内部監査規程に従い、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、計画的に内部監査を実施するとともに、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会へ報告する。内部監査における指摘事項については、改善状況を確認し、当社の内部管理体制の適正性を確保する。
- ホ. 当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款及び社内規則に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のためにリスク管理規程等の必要な社内規程を整備し、これに基づく業務遂行を徹底する。
 - ロ. 当社は、サステナビリティ委員会の配下にコンプライアンス・リスク管理部会及びマテリアリティ部会を設置し、両部会が連携して当社のリスクを特定するとともに、その顕現化の予防のための対応策の策定及び進捗状況の確認を行う。
 - ハ. 当社は、リスクが顕在化し、当社及び関係者に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性がある場合には、危機管理委員会を設置し、迅速な対応を図る。
- 二. 損失の危険の管理に関する状況及び新たに顕現化したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則に従い、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図るとともに、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンス管理規程を定め、全ての役職員に法令、定款及び社内規則の遵守はもとより、企業倫理及び社会規範に沿った行動を徹底するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する。
- ロ. 当社は、リスク管理規程を定め、当社グループの全役職員に周知・徹底するとともに、リスクマネジメントに関する研修を定期的実施する。サステナビリティ委員会配下のコンプライアンス・リスク管理部会は、当社グループのコンプライアンスやリスクに関わる事案等を集約し、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行う。また、当社内部監査室は、当社グループの内部監査を実施するほか、内部通報制度の統括部署として、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ハ. 当社管理本部経営企画部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務を適切に支援する。また、グループ各社の代表者で組成する会議を定期的開催し、経営方針や戦略の共有及び事業進捗の確認等を行う。これらにより子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築する。

二. 当社は、当社の取締役又は重要な使用人等を、取締役又は監査役として子会社に派遣する。当該取締役又は重要な使用人等が子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行うことにより、子会社における取締役等の職務執行が法令、定款及び社内規則に適合するように努める。

ホ. 当社は、上記の体制及び取組み等を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正性を確保するとともに、リスク管理を推進する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役直属の監査役室を設置する。監査役室には監査役の職務補助に専従する使用人を置き、その人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するとともに、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属させる。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ. 当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ. 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑨ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役及び取締役は、常勤監査役と四半期に1回以上、個別に面談する機会を設け、職務の執行状況について報告するものとする。

ロ. 取締役は、規程等の整備を通じて指名・報酬委員会をはじめ、サステナビリティ委員会、労務委員会等の重要な会議において、常勤監査役がオブザーバーとして出席できるようにする。

- ハ. 取締役は、常勤監査役が会計監査人から半期及び年度決算のレビュー報告を受けるとともに、内部監査室を交え、会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期ごとに確認する三様監査の実施にあたり、適宜協力する。また、監査役会と会計監査人の連携強化においても適宜協力するものとする。
- 二. 代表取締役直属の内部監査室は、月1回、監査役会で月次の活動報告を行うとともに、年1回、内部監査報告を行う。また、年度の内部監査計画を監査役に説明し、意見交換するとともに、必要に応じて監査役と共同で往査等を行い、監査上の論点や監査の実施事項に係る活発な議論を行うものとする。
- ホ. 代表取締役は、四半期ごとに監査役会との会合を設け、会社が対処すべき課題、監査上の重要な課題等について議論を行うものとする。
- ⑩ **前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。**

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

① **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

② **反社会的勢力排除に向けた整備状況**

- イ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応について反社会的勢力排除規程を定め、役職員に対し、周知徹底を図る。
- ロ. 当社管理本部総務部を対応部門として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての取組み**

- ・当社は、コンプライアンス管理規程を制定し、全ての役職員に法令、定款及び社内規則の遵守はもとより、企業倫理及び社会規範に沿った行動を徹底するとともに、当社グループの新入社員や昇格者を対象としたコンプライアンス研修を実施したほか、各部署において職場内研修を実施いたしました。

- ・当社は、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会を毎月1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関わる体制・事案等の確認、分析や対策等の検討を行い、その状況について同委員会が取締役会に報告する体制を構築しております。
 - ・内部監査室は、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会及び監査役会へ報告し、指摘事項については、改善状況を確認いたしました。
 - ・当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用促進を通じて、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制についての取組み**
- ・当社は、法令、定款及び社内規則に従い、議事録等の記録を作成し、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれを閲覧、点検いたしました。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制についての取組み**
- ・当社は、リスク管理規程に基づき、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会及びマテリアリティ部会が連携して、当社のリスクを特定するとともに、その顕現化の予防のための対応策の策定及び進捗状況の確認を行いました。また、損失の危険の管理に関する状況及び新たに顕現化したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告する体制の構築に努めました。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制についての取組み**
- ・当社は、取締役会規則に従い、取締役会を毎月1回開催したほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図ったほか、職務権限規程等により、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図りました。
- ⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制についての取組み**
- ・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督いたしました。
 - ・当社は、コンプライアンス管理規程及びリスク管理規程を定め、当社グループの全役職員に周知・徹底するとともに、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する研修を定期的実施しました。また、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会は、子会社からリスク及びコンプライアンスに関わる事案等の報告を受け、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督を行いました。

- ・当社内部監査室は、内部監査の実施と内部通報制度の運用等を通じて、子会社における法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。
- ・当社管理本部経営企画部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務の適切な支援を行いました。また、グループ各社の代表者で組成する会議を年3回開催し、経営方針や戦略の共有及び事業進捗等の確認等を行いました。これらにより子会社の取締役等が効率的に職務を執行できるよう努めました。
- ・当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣し、各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行い、法令、定款及び社内規則に適合するように努めました。

⑥ **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制についての取組み**

- ・当社は、監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従し、指揮命令権限が監査役に専属する使用人を配置しております。
- ・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告し、適宜結果を取締役会において報告いたしました。
- ・当社の代表取締役及び取締役は、常勤監査役と四半期に1回以上、個別に面談する機会を設け、職務の執行状況について報告を行いました。また、代表取締役は、四半期ごとに監査役会との会合を設け、会社が対処すべき課題等についての議論を行いました。
- ・監査役は、監査役会のほか、取締役会、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会等の重要な会議等に出席いたしました。
- ・当社の代表取締役及び取締役は、監査役と会計監査人との間での半期及び年度決算のレビュー結果の報告のほか、内部監査室を加えた三様監査の実施にあたり、適宜協力をしました。
- ・内部監査室は、監査役会に対し、月次で活動状況の報告を行うとともに、年1回の内部監査報告を行いました。また、必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査に関する事項の共有や議論を行いました。
- ・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で会社が負担いたしました。

会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II 具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 中期経営計画

当社は、外部環境の変化を含む現状の課題認識に鑑み、2030年目標の達成に向けた取り組みを更に力強く推進するべく、2026年3月期を初年度とする5カ年計画「中期経営計画Road to 2030」（以下「本計画」といいます。）を策定し、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

①本計画の方針

当社は、「樹とともに、人と暮らしをつなぎ、はぐくみ、彩りある未来をつくれます」を社会的存在意義と定義し、地球温暖化対策として重要な役割を担う森林資源の循環利用に向け、当社のルーツであり、エコマテリアルである木材の利活用を通じて、経済価値のみならず、社会価値及び環境価値の向上と社会

課題解決の一翼を担うべく、本計画に掲げた諸施策を確実に実行していくことで、成長の加速と飛躍的進化を図り、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

②定量目標

本計画最終年度である2030年3月期は、売上高3,000億円、営業利益75億円、親会社株主に帰属する当期純利益45億円を定量目標としております。

また、本計画の主要な財務指標として、計画期間中の投資活動を踏まえ、減価償却費及びのれん償却額を営業利益に加算して本業の収益力を示すEBITDA、資産の効率性を示すROAを設定しています。2030年3月期は、ROE6.0%超、EBITDA100億円、ROA2.0%以上を目標としております。

【資本コストに対する現状分析】

当社の株主資本コストの水準は、CAPMによる推計で5～6%と認識しています。WACCについては、CAPMによる株主資本コストと負債コストを加重平均して2.3～3.4%と算出しています。ROE向上への取り組みを推進し、株主資本コストを上回るROEの実現を目指してまいります。

また、PERは6～7倍程度にとどまっています。これは、当社を取り巻く経営環境や事業の成長可能性に係る将来に向けての株式市場からの評価と考えられることから、当社はこれを真摯に受け止め、PERを向上させるため、本計画に掲げる成長ドライバーを選定し、より収益性の高い事業への経営資源の配分に注力してまいります。

③株主還元

株主の皆様への利益還元を安定かつ充実させるため、今後の成長と競争力強化のための資金需要等を勘案しつつ、中長期的な持続的成長を通じた累進配当を導入しております。本計画では2030年3月期まで每期7円増配していく計画としております。

また、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの株主の皆様に、より長く当社株式を保有していただくことを目的に、株主優待制度を導入しております。

④成長ドライバー

当社は、2030年目標の達成に向けて、次に掲げる成長ドライバーで取り組みの更なる推進を図ります。

【超・新築】

主要マーケットである新築住宅市場が長期的に縮小傾向にある中、環境貢献度の高い木材の活用や国産材の取り扱い強化を推進するとともに、住宅ストックビジネスの拡大に取り組み、収益基盤の更なる安定に努めてまいります。

- ・国産木材の供給
- ・非住宅木造建築
- ・中古マンション買取再販
- ・賃貸管理
- ・マンション総合管理

【超・物流】

国を挙げてZEH化の動きが加速する中、エネルギー関連商品を含め、躯体・

住宅設備機器等、トータルでの提案販売を強化してまいります。また、規制強化をはじめ変革が進む物流業界において、全国の物流拠点を活用し、建築現場へのラストワンマイル機能を発揮するとともに、部位別施工への対応等、機能強化を図ってまいります。

- ・エネルギー関連商品の供給
- ・物流

【超・領域】

国産材の更なる利活用に向けて、多様な分野でコンポーネントとしての用途を拡大し、付加価値の高い木質マテリアルメーカーを目指します。また、木造建築において設計、積算、発注、施工、物流に至るデータの共有化を図り、業界全体の業務効率化に貢献します。

- ・無垢国産材のコンポーネント展開
- ・木造建築業界の流通プラットフォーム

【主体的な風土の確立】

- ・事業戦略を実現するために必要な人材戦略
 - 住まいと暮らし領域における専門スキルの拡充(有資格者延べ1,500人体制の構築)
 - 外部人材の登用(DX、経営人材)
 - キャリア採用の拡充(2030年までに100名採用)
 - サクセッションプランによる次世代経営層の育成
- ・エンゲージメントの向上
 - 2030年3月期サーベイスコア10ptアップ（2024年3月期比）
- ・DE&I推進
- ・健康経営の推進

【社会的使命の達成】

- ・リスクマネジメント強化
- ・自社排出量（Scope1・2）の削減及びカーボンニュートラルの継続
- ・サプライチェーン排出量の実質ゼロの実現

⑤環境目標の進捗状況

2026年目標であった当社グループの事業活動におけるScope1（直接排出）・Scope2（エネルギー使用に伴う間接排出）のカーボンニュートラルを早期に達成することができました。今後は、自社排出量のカーボンニュートラルを継続しつつ、次なる目標である、2030年にScope3（サプライチェーンで発生するその他の間接的排出）を含む当社グループのサプライチェーンにおけるカーボンニュートラル、2050年にバリューチェーン全体でのカーボンニュートラル実現を目指してまいります。

（2）サステナブル経営の推進

①サステナビリティ委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役等により構成される「サステナビリティ委員会」を設置しております。本委員会は、サステナビリティに関する事項全般を統括し、当社グループのサステナビリティの推進に関する基本方針や戦略、事業活動等に関する計画及び進捗について審議し、重要事項は取

締役会へ報告・提言を行っています。

更に、サステナビリティの取り組みについては、本委員会の配下に設置した専門部会であるマテリアリティ部会、コンプライアンス・リスク管理部会、ナイスグループ中央安全衛生委員会が所管しています。また、人的資本経営をより一層推進するため、2025年6月に専門部会の一つとして人的資本部会の新設を予定しております。各部会と事業部門が連携することで、全社一体となったサステナビリティ関連活動を推進していきます。

②マテリアリティ

当社グループは、持続的な成長に向けて優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定しています。本マテリアリティへの取り組みを通じて、経済・社会・環境の持続可能性に配慮したサステナビリティ経営を一層推進し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。

マテリアリティ
・ 国産材の利用拡大によるサステナブル・リカバリーの推進 ・ 環境配慮型商品やサービスの提供によるエネルギー消費量の削減 ・ サプライチェーンの再構築による商品・サービスの安定供給 ・ 木を生かしたレジリエンスな住まいづくりの推進 ・ 資源の有効活用に配慮した既存住宅流通の促進 ・ 地域活性化への貢献 ・ 人的資本経営の推進 ・ グループガバナンスの深化 ・ 事業活動における環境負荷の低減

③TCFD提言への取り組み

当社グループは、気候変動への対応を経営上の重要課題として認識し、事業活動による気候変動対策を推進しています。こうした活動を更に推進するべく、TCFD提言に基づき、気候変動に関する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について情報開示を行い、リスクの低減と機会の獲得に向けた活動を実践しています。温室効果ガス排出量の削減については、2030年、2050年の環境目標を掲げ、達成に向けて取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス

当社は、「無信不立（信無くば立たず）」という創業の精神に基づき、取引先様やお客様からの信頼に応え続けることで、豊かな住まいと暮らしを実現するという企業責務を遂行しております。また、企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめ当社グループに関係する方々への利益の還元及び社会貢献に努めていく上で、コンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置付けております。その基本的な考え方及び主な施策は以下のとおりです。

①基本的な考え方

- ・ 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
- ・ 当社は、様々なステークホルダーとの協働の必要性を十分認識の上、健全な

事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

- ・当社は、財務情報や非財務情報につき、ステークホルダーにとって有用な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するため、適時適切な開示を行います。
- ・取締役会は、株主からの経営受託者責任と説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。
- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と考えており、これを実現するため株主との建設的な対話を行います。

②グループ全体を見据えたコーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、グループ共通の「ナイスグループ行動倫理規範」を通じて、法令、定款及び社内規則の遵守を徹底しております。また、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する等、コーポレート・ガバナンス並びにグループの競争力の強化を図り、企業価値の向上に努めております。

③社外からの経営監視機能の強化

当社は、経営に対する監督機能を強化するため、5名の社外取締役を選任しております。

また、監査役5名のうち4名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。

加えて、2017年3月に取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員として設置した「指名・報酬委員会」について、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、併せて当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、社外取締役5名・社内取締役1名の体制とした上で、特に重要な事項に関する検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

さらに、2019年11月以降、社外役員のみが出席する社外役員連絡会を四半期に1回開催することとし、社外役員間の情報共有とともに意見の整理を行い、取締役会での議論に役立てています。

④取締役の任期

当社は、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立し、より経営の透明性を図るため、取締役の任期を1年としております。

⑤コンプライアンスの徹底

当社は、健全な企業経営を実現し、社会的要請と様々なステークホルダーからの信頼に応えるため、コンプライアンス体制の強化を重要課題と位置づけております。

具体的には、新入社員研修、管理職研修等の場を通じてコンプライアンスの意義の理解と浸透を図り、遵守の徹底を行っております。また、サステナビリティ委員会では、コンプライアンス体制の維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関わる事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて取締役会に報告及び提案を行っております。

⑥リスクマネジメント

当社は、グループ全体の企業価値を持続的に向上させるため、事業活動に関連する内外の様々なリスクを適切に管理するための体制を構築し、また、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した際の損失を低減させるための活動を行います。

当社グループにおけるリスク管理に関する取り組みは、取締役会が監督するサステナビリティ委員会が統括し、本委員会がリスク管理の基本方針を定めています。本委員会は、配下に設置する専門部会からの報告に基づき、必要に応じてリスク管理の状況及びリスク対応計画の進捗状況を取締役に報告しています。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年5月19日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第74回定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となると見込まれる買付、又は (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始された事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すること、それ以外の場合には、新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割

当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることの要否を検討し、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円（又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者(以下「非適格者」といいます。)による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の無償割当てが実施され、新株予約権の行使又は当社による取得に伴って非適格者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、2026年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、非適格者以外の株主の皆様につきましては、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

Ⅲ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記Ⅱ（A）に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

前記Ⅱ（B）に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目					金 額	科 目					金 額
(資 産 の 部)						(負 債 の 部)					
流 動 資 産					83,482	流 動 負 債					69,370
現金及び預金					12,144	支払手形					2,874
受取手形					2,478	支子記録債					15,544
電子記録債権					11,212	買掛金及び契約資産					16,295
売掛金及び契約資産					21,410	短期借入金					18,921
有価証券					4,500	未払金					1,469
商品					5,889	未払費用					1,306
販売用不動産					20,341	未払法人税等					610
未成工事支出金					33	前払受り金					1,023
前渡金					1,261	前賞与引当金					10,102
前払費用					90	役員賞与引当金					885
その他の金					5,140	その他の負債					34
貸倒引当金					△1,020	固定負債					301
固 定 資 産					62,166	長期借入金					29,495
有形固定資産					34,340	繰延税金負債					20,687
建物					8,289	繰延税金負債					813
構築物					735	繰延税金負債					1,969
機械及び装置					1,470	繰延税金負債					562
車両運搬具					22	繰延税金負債					5,462
什器備品					200	負債合計					98,865
立木					152	(純資産の部)					
土地					23,453	株 主 資 本					46,600
リース資産					5	資 本 本 金					24,433
建設仮勘定					10	資 本 剰 余 金					12,945
無形固定資産					150	資本準備金					7,961
ソフトウェア					96	その他の資本剰余金					4,984
ソフトウェア仮勘定					54	利益剰余金					9,893
投資その他の資産					27,675	その他の利益剰余金					9,893
投資有価証券					6,740	土地圧縮積立金					194
関係会社株式					17,498	償却資産圧縮積立金					455
長期前払費用					62	繰越利益剰余金					9,243
前払年金費用					2,135	自己株式					△672
その他の金					1,244	評価・換算差額等					182
貸倒引当金					△5	その他の有価証券評価差額金					1,593
資 産 合 計					145,648	繰延ヘッジ損益					5
						土地再評価差額金					△1,416
						純 資 産 合 計					46,783
						負 債 純 資 産 合 計					145,648

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上				高 価		188,066
売 上			原 価	価		164,145
売 上		総 利		益		23,921
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				益		20,773
営 業 外 収 益				益		3,148
受 取 利 息				息	56	
受 取 配 当 金				金	642	
貸 倒 引 当 金 戻 入				額	268	
そ の 他				他	229	1,198
営 業 外 費				用		
支 払 利 息				息	738	
融 資 関 連 費				用	146	
そ の 他				他	40	925
経 常 利 益				益		3,420
特 別 利 益				益		
固 定 資 産 売 却 益				益	3	
補 助 金 収 入				入	639	642
特 別 損 失				失		
固 定 資 産 除 売 却 損				損	60	
減 損 損 失				失	83	
シ ス テ ム 開 発 に 伴 う 損 失				失	450	
関 係 会 社 株 式 評 価 損				損	706	
関 係 会 社 清 算 損				損	613	1,915
税 引 前 当 期 純 利 益				益		2,148
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税				税	299	
法 人 税 等 調 整 額				額	514	814
当 期 純 利 益				益		1,333

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。